

美術品補償制度部会の設置について（案）

平成27年3月 日
文化審議会決定

1. 設置の趣旨

文化審議会令（平成12年政令第281号）第6条第1項及び文化審議会運営規則（平成23年6月1日文化審議会決定）第4条第1項の規定に基づき、下記2に掲げる事項の調査審議を行うため、文化審議会に美術品補償制度部会を設置する。

2. 調査審議事項

- (1) 展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成23年法律第17号）第12条第2項の規定により文化審議会の権限に属させられた事項について
- (2) 上記（1）に関連する事項について
- (3) そのほか、展覧会における美術品損害の補償に関する法律に関連する事項について

3. 部会の議決

文化審議会令第6条第6項及び文化審議会運営規則第4条第3項の規定に基づき、上記2（1）及び（2）に掲げる事項については、美術品補償制度部会の議決をもって文化審議会の議決とする。ただし、文化審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

4. 構成（別紙参照）

文化審議会令第6条第2項の規定に基づき、会長が指名する委員、臨時委員及び専門委員により構成する。

第5期美術品補償制度部会委員（案）

（平成27年3月 日現在）

（正委員）

- 大塚 英明 日本大学教授
馬淵 明子 独立行政法人国立美術館理事長，国立西洋美術館長

（臨時委員）

- 大原 秀之 吉備国際大学文化財保存修復学研究科教授・文化財総合研究センター長
岡部あおみ 美術評論家，キュレーター
佐藤 正敏 損保ジャパン日本興亜美術財団理事長，損害保険ジャパン日本興亜（株）相談役
田中 豊稲 静岡市美術館長
富田 章 （公財）東日本鉄道文化財団理事，東京ステーションギャラリー館長
箱守 栄一 美術品リスクコンサルタント，慶應義塾大学大学院非常勤講師，（一社）芸術資源マネジメント研究所理事

（専門委員）

- 佐野 千絵 東京文化財研究所保存科学研究室長
白原由起子 根津美術館学芸第一課長
新畑 泰秀 ブリヂストン美術館学芸課長
高橋 孝一 損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント（株）取締役・リスクコンサルティング事業本部長
中林 和雄 東京国立近代美術館企画課長
不動 美里 姫路市立美術館副館長兼学芸課長